



東京2020 ゴールドパートナー（損害保険）

Total assist

からだの保険（傷害定額）

本冊子は「トータルアシストからだの保険（傷害定額）」のパンフレット兼重要事項説明書です。

ケガ

ケガをしたときに
お役に立つジョー。



普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/covenant）にてご参照いただけます。お申込み前に約款（冊子）を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。保険期間が終了するまで、本冊子を「ご契約のしおり（約款）」とあわせて大切に保管してください。

東京海ジョー

申込書等別紙

東京海上日動の「トータルアシストからだの保険」 日本国内外を問わず、日常生活におけるケガを

ケガに関する補償



個人賠償責任に関する補償

日常生活におけるケガを24時間補償するプラン

ご本人はもちろん、ご夫婦でも、ご家族でもご契約いただけます。

家庭内でのケガ



工作中的ケガ



スポーツ中のケガ



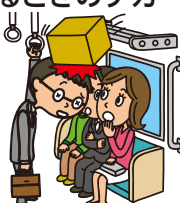
旅行中のケガ



交通事故によるケガ



交通乗用具に乗っているときのケガ



個人賠償責任補償特約

オプション

日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、借りている物を壊したり盗まれてしまったとき



示談交渉

個人賠償責任補償特約をセットされた場合、国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

《示談交渉できない場合》

- 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
- 保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等

【ご契約プランの例】 保険期間1年

ご契約パターン	補償項目・保険料	保険の対象となる方の範囲、保険金額および日額（ご契約金額）・保険料					
		日常生活におけるケガを24時間補償するプラン					
		通院補償ありプラン			通院補償なしプラン		
		ご本人	配偶者*1	その他のご親族*2	ご本人	配偶者*1	その他のご親族*2
ケガに関する補償を ご本人のみで ご契約の場合	死亡・後遺障害	500万円			500万円		
	入院保険金日額*3	3,000円			3,000円		
	通院保険金日額	1,000円			—		
	個人賠償責任	国内 1億円 国外 1億円			国内 1億円 国外 1億円		
	月払保険料	1,270円			1,040円		
ケガに関する補償を ご夫婦のみで ご契約の場合	死亡・後遺障害	500万円	300万円		500万円	300万円	
	入院保険金日額*3	3,000円	3,000円		3,000円	3,000円	
	通院保険金日額	1,000円	1,000円		—	—	
	個人賠償責任	国内 1億円 国外 1億円			国内 1億円 国外 1億円		
	月払保険料	1,940円			1,510円		
ケガに関する補償を ご家族で ご契約の場合	死亡・後遺障害	500万円	300万円	200万円	500万円	300万円	200万円
	入院保険金日額*3	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	通院保険金日額	1,000円	1,000円	1,000円	—	—	—
	個人賠償責任	国内 1億円 国外 1億円			国内 1億円 国外 1億円		
	月払保険料	3,110円			2,340円		

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。）。

①婚姻意思*4を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

*2 ご本人または配偶者と同居のご親族および別居の未婚のお子様をいいます。ご親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族（配偶者を含まません。）をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

*3 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*4 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

※上表の【ご契約プランの例】には、保険の対象となる方ご本人の年齢が70歳以下の場合のご契約条件に適用される保険料を記載しています。

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※上表の【ご契約プラン例】以外のご契約をご希望の場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

「(傷害定額)」は、 補償します。

認知症の方を対象とした補償プラン
(認知症あんしんプラン)は次ページへ

※本冊子のご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

本冊子の構成

パンフレット

商品内容

▶ P.1~4

重要事項説明書

I 契約締結前における ご確認事項

▶ P.5~8

II 契約締結時における ご注意事項

▶ P.9

III 契約締結後における ご注意事項

▶ P.9~10

IV その他 ご留意 いただきたいこと

▶ P.10~

財産・費用に関する補償

携行品特約

オプション

携行中の家財に損害が生じたとき



救援者費用等補償特約

オプション

飛行機や船が行方不明になったとき
や、ケガによる長期入院で家族が駆けつけたとき



住宅内生活用動産特約

オプション

住宅内の家財に損害が生じたとき



携行品特約と住宅内生活用動産特約は、
同時にご契約いただく必要があります。

【ご契約プランの例】に携行品特約、 住宅内生活用動産特約をセットする場合

補償項目 ・保険料	保険の対象となる方の範囲、 保険金額・保険料		
	ご本人	配偶者*1	その他の ご親族*2
携行品	10万円		
住宅内生活用動産	50万円		
月払保険料	+ 670円		

【ご契約プランの例】に 救援者費用等補償特約をセットする場合

補償項目 ・保険料	保険の対象となる方の範囲、 保険金額・保険料		
	ご本人	配偶者*1	その他の ご親族*2
救援者費用等	500万円		
月払保険料	+ 100円		

※ご契約には「ケガに関する補償」のセットが必要になります。上記特約のみでご契約いただくことはできません。

<ご契約の更新に際して>

満期日までにご契約者から更新
しない旨のお申出がなければ、

原則**自動更新**されます。

本商品は、保険の対象となる方ご本人の年齢が70歳を超える場合や、他の保険契約のご加入状況等によっては、ご契約をお断りすることがあります。ご契約を申し込まれる際には、お手数ですが、代理店または東京海上日動までお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

商品内容

I. 契約締結前におけるご確認事項

II. 契約締結時におけるご注意事項

III. 契約締結後におけるご注意事項

IV. その他ご留意いただきたいこと



トータルアシストからだの保険(傷害定額) 認知症あんしんプランは
認知症の方*1の日常生活の不安をまとめて補償します。

傷害総合保険
(傷害定額条項)
【本人型】



交通事故傷害危険
のみ補償特約



個人賠償責任補償特約
賠償事故解決に関する特約



救援者費用等補償特約
認知症諸費用補償特約

【保険の対象となる方ご本人】：認知症の方*1で、かつ40歳以上の方を保険の対象となる方ご本人に指定します。

ご注意ください

- ・認知症の方*1以外の方、40歳未満の方を保険の対象となる方ご本人に指定することはできません。
- ・保険の対象となる方ご本人のご家族等がご契約者となります(保険の対象となる方ご本人をご契約者とすることはできません。)
- *1 医師から「認知症」の診断を受けた方、または、認知機能・記憶機能の持続的な低下により、以下のような状態がみられる方をいいます。
 - ①道に迷って家に帰ってこれなくなることがある ②自分のいる場所がどこかわからなくなることがある
 - ③財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがある ④5分前に聞いた話を思い出せないことがある
 - ⑤自分の生年月日がわからなくなることがある ⑥今日が何月何日かわからないときがある

認知症あんしんプランの概要

1 交通事故等によるケガに関する補償(死亡・後遺障害) 詳細はP.6~7

保険の対象となる方ご本人が交通事故等によるケガで死亡されたり、後遺障害が生じた場合に**50万円*2**をお支払いします。

*2 後遺障害が生じた場合は、後遺障害の程度に応じて2万円~50万円をお支払いします。

2 賠償責任に関する補償 詳細はP.7

保険の対象となる方ご本人やそのご家族等が、日常生活で他人にケガをさせたり、線路への立入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等により、法律上の損害賠償責任を負う場合、1事故について保険金額(国内1億円*3・国外1億円)を限度に保険金をお支払いします。

*3 保険金額を国内無制限とすることが可能です。

3 行方不明時の捜索費用の補償 詳細はP.7

保険の対象となる方ご本人が行方不明*4となった時から**24時間**を経過してもなお発見されない場合、ご契約者または保険の対象となる方ご本人の親族がその捜索のために負担した費用を、1事故について**30万円**を限度(保険期間を通じて**100万円**を限度)にお支払いします。

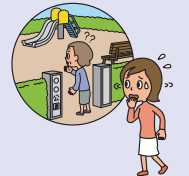
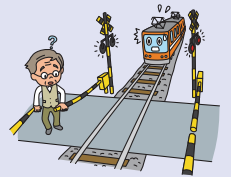
*4 警察署への届出が必要です。

4 見舞費用の補償 詳細はP.7

保険の対象となる方ご本人が日常生活に起因する偶然な事故で他人にケガをさせた場合で、ケガをされた方がその事故の直接の結果として死亡したとき、見舞費用保険金(**15万円**)をお支払いします。

*5 賠償責任に関する補償の保険金額が国内1億円・国外1億円、かつ保険の対象となる方ご本人の年齢が70歳以下の場合のご契約条件に適用される保険料を記載しています。
※上記のうち一部の補償のみをご契約することはできません。

月払保険料
(保険期間：1年間) **1,300円*5**



付帯サービス(捜索支援サービス)

自動セット

P.4の付帯サービスに加え、本プランでは以下のサービスを提供します。

緊急連絡ステッカー	当社がご契約者に配布する「緊急連絡ステッカー*6」を認知症の方*1の持ち物にあらかじめ貼り付けていただきます。行方不明となった認知症の方*1を発見した方が「緊急連絡ステッカー*6」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を共有せずにご家族等と通話することができます。	SOS 緊急連絡転送ID ●●●●●●●● ☎0120-00-0000
捜索協力支援アプリ(みまもりあい)	一般社団法人セーフティネットリンケージが提供する捜索協力支援アプリ(『みまもりあい』)を認知症の方*1のご家族や行方不明時にご協力いただける方のスマートフォンにあらかじめダウンロードしていただきます。行方不明時に同アプリをダウンロードしている方に「捜索依頼」と「捜索対象者情報(探して欲しい認知症の方*1の情報や顔写真)」を一斉配信することができます。配信する範囲は最大半径20km以内で捜索依頼者が設定可能で、配信された「捜索対象者情報」は捜索終了後に自動消去されます。	

*6 初年度契約の始期日の属する月の翌月末頃にご契約者住所に発送します。

① サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

<ご契約の更新に際して>

満期日までにご契約者から更新しない旨の申出がなければ、原則**自動更新**されます。

本プランは、他の保険契約のご加入状況等によっては、ご契約をお断りすることがあります。ご契約を申し込まれる際には、お手数ですが、代理店または東京海上日動までお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

付帯サービス

すべてのご契約でご利用いただけるサービスです。

① サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

・事故防止アシスト

自動セット

東京海上日動のホームページで、
事故・災害防止等の情報をご提供します。



防災・防犯情報サイト

「都道府県の危険度マップ」と「まめ知識」をご提供します。

※事故防止アシストは、東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します（ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要です。）。

情報サイト「セイフティコンパス」

日常生活を様々な事故・災害からお守りするため
のお役立ち情報をご提供します。

安全運転情報サイト

ヒヤリハット映像を動画でご提供します。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1：24時間365日

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師と
メディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談：9:00～17:00
・各種サービス優待紹介：9:00～17:00

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用
手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への
対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプロ
グラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づい
て受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機
器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢
の方の生活を支える各種サービスについて、優待条件でご利用いただける
事業者をご紹介します。

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限
りご利用いただけます。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談：10:00～18:00
・税務相談：14:00～16:00
・社会保険に関する相談：10:00～18:00
・暮らしの情報提供：10:00～16:00

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。

また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール
情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください（メディカルアシスト・介護アシスト・デイリーサポート共通）

- ・ご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1、ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

商品内容

・契約締結前におけるご確認事項

Ⅱ. 契約締結時におけるご注意事項

Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

Ⅳ. その他ご留意いただきたいこと

重要事項説明書

※申込書等への署名等は、重要事項説明書の受領印を兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、本内容をご契約者から保険の対象となる方にご説明ください。

マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください事項

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合、「保険契約継続証」と読み替えます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1

トータルアシストからだの保険(傷害定額)の商品の仕組み

契約概要

【基本となる補償・特約】

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける特約等は以下のとおりです。

※自動セットされる特約等、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

●基本となる補償

傷害定額
(ケガに関する補償)

「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガを24時間補償します。



●保険金が支払われる事故の範囲を限定する特約

交通事故傷害危険のみ補償特約^{*1}

就業中のみの危険補償特約

交通事故等によるケガの補償に限定します。 職業・職務に従事中^{*3}のケガの補償に限定します。



●補償内容を追加する特約

個人賠償責任補償特約

賠償事故解決に
関する特約^{自動セット}^{*2}

携行品特約

住宅内生活用動産特約

救護者費用等補償特約

認知症諸費用補償特約

^{*1} 認知症諸費用補償特約をご契約の場合は自動セットされます。

^{*2} 個人賠償責任補償特約をご契約の場合に自動セットされます。

^{*3} 通勤途上を含みます。

※特約の組み合わせによっては、ご契約いただけない場合があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

【保険の対象となる方】

	本人型	夫婦型 ^{*1}	家族型 ^{*1}	家族型 (配偶者 不担保) ^{*1}	個人賠償 責任 補償特約
ご本人 ^{*2}	○	○	○	○	○
ご本人 ^{*2} の配偶者 ^{*3}	—	○	○	—	
ご本人 ^{*2} またはその配偶者 ^{*3} の同居のご親族 ^{*4}	—	—	○	—	
ご本人 ^{*2} またはその配偶者 ^{*3} の別居の未婚 ^{*5} のお子様	—	—	○	—	
ご本人 ^{*2} の同居のご親族 ^{*4} および別居の未婚 ^{*5} のお子様	—	—	—	○	—

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※携行品特約、住宅内生活用動産特約、救護者費用等補償特約は「家族型」となります。ただし、認知症諸費用補償特約をご契約される場合、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)

※個人賠償責任補償特約において、ご本人^{*2}が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限り、責任をいいます)。

※認知症諸費用補償特約をご契約される場合、認知症の方^{*6}で、かつ始期日における年齢が40歳以上の方をご本人^{*2}に指定する必要があります。認知症の方^{*6}以外の方、始期日における年齢が40歳未満の方をご本人^{*2}に指定した場合、ご契約が取消しとなる場合があります。

^{*1} ケガに関する補償でこれらの型を指定する場合、「被保険者の範囲に関する特約」が自動セットされます。

^{*2} 申込書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方をいいます。

^{*3} 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)

①婚姻意思^{*7}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

③6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

^{*5} これまでに婚姻歴がないことをいいます。

^{*6} 医師から「認知症」の診断を受けた方、または認知機能・記憶機能の持続的な低下により、以下のような状態がみられる方をいいます。

①道に迷って家に帰ってこれなくなることがある ②自分のいる場所がどこかわからなくなることがある

③財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがある ④5分前に聞いた話を思い出せないことがある

⑤自分の生年月日がわからなくなることがある ⑥今日が何月何日かわからないときがある

^{*7} 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

① 基本となる補償



- 「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ^{*1}をした場合に保険金をお支払いします。

^{*1} ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下、「弊社」といいます。))は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

- 保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします^{*2}。 ※1事故について、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて対象日数^{*3}を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について、支払限度日数^{*4}を限度とします。	・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術^{*5}または先進医療^{*6}に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて対象日数^{*3}以内に受けた手術1回に限りです。	・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について30日を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等^{*7}を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	等

^{*2} 始期日における保険の対象となる方ご本人の年齢が70歳を超えるご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)

^{*3} 事故日から起算して保険金の支払対象となる期間として、契約により取り決めた期間をいいます。始期日における保険の対象となる方ご本人の年齢が70歳を超える場合は、180日で設定します。

^{*4} 1事故に基づくケガについて、保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた日数をいいます。始期日における保険の対象となる方ご本人の年齢が70歳を超えるご契約は、30日で設定します。

^{*5} 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

^{*6} 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)

^{*7} ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。

※認知症諸費用補償特約をご契約の場合、「死亡保険金・後遺障害保険金」以外の保険金をセットすることはできません。

※「通院保険金」をセットする場合は、「入院保険金・手術保険金」を同時にセットする必要があります。

② 主な特約の概要



交通事故 傷害危険のみ 補償特約	交通事故等^{*1}により、保険の対象となる方がケガをした場合に補償を限定します。 *1 交通事故等とは以下のものをいいます。 ● 運行中の交通乗用具(自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等)との衝突、接触等の交通事故 ● 運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故 ● 乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故 ● 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ● 交通乗用具の火災による事故 等
個人 賠償責任 補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ● 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ● 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ● 電車等^{*2}を運行不能にさせた場合 ● 国内で受託した財物(受託品)^{*3}を壊したり盗まれた場合 ▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 *2 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *3 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
携行品特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※ 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、保険の対象に含みません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
住宅内生活用 動産特約	国内において、保険の対象となる方の居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度)とします。 ※ 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、保険の対象に含みません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
救援者 費用等 補償特約	セッ トし ない 場合 国内外において、以下のような事由により、ご契約者、保険の対象となる方またはその親族が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ● 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ● 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ● 保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合 ▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします^{*4}。 *4 「一事故支払限度額の適用に関する特約」が自動セットされます。 セッ トす る 場合 ● 保険の対象となる方が行方不明^{*5}となった時^{*6}から24時間を経過してもなお発見されない場合で、保険契約者または保険の対象となる方の親族がその捜索のための費用^{*7}を負担した場合 ▶ 1事故について30万円を限度^{*8}(保険期間を通じて100万円を限度)に保険金をお支払いします^{*9}。 ● 国内外での日常生活に起因する偶然な事故等により、保険の対象となる方が他人にケガをさせ、ケガをされた方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶ 1事故について、死亡された方1名あたり15万円をお支払いします。 *5 警察署への届出(「行方不明者届」)が必要です。 *6 行方不明者届において記録された「行方不明年月日時」をいいます。 *7 保険契約者または保険の対象となる方の親族が「行方不明者届」提出後に負担した費用(以下①～④)が対象となります。 ① ポスターまたはビラ等の作成もしくは新聞広告に関する費用。 ② 保険の対象となる方の捜索を行うために必要とした交通費や、発見場所や収容地までの往復交通費。 ③ 保険の対象となる方の捜索を警察以外で業として捜索を行う機関または介護事業者に依頼した場合の費用。 ④ 電話料等通信費等(謝礼としての現金、小切手、株式、手形その他の有価証券またはプリペイドカード、商品券、印紙、切手その他これらに準ずるものの費用は除きます。) *8 ④の費用は1事故について1万円を限度とします。 *9 保険金を請求いただく場合は、以下の書類等の提出が必要となります。 ● 保険契約者または保険の対象となる方の親族がその費用を負担したことが分かる領収書 ● 行方不明となったことおよび行方不明の発生日時を証明する書類

※ 詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

③ 補償の重複に関するご注意

- 以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{*1}を他に
ご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約から
は保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、以下の特約の要否をご
検討ください^{*2}。

個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、救済者費用等補償特約

^{*1} トータルアシストからだの保険(傷害定額)以外の保険契約でご契約されている特約や弊社以外の保険契約を含みます。

^{*2} 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

④ 保険金額の設定

各保険金額・日額は引受けの限度額があります。

死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、「他の保険契約等」と合算して1,000万円まででご契約いただきます。

- 保険の対象となる方ご本人が始期日時時点で満15歳未満の場合
 - 保険の対象となる方ご本人がご契約者と異なり、かつ、保険の対象となる方ご本人の同意がない場合
- 実際にご契約いただく保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

- 保険期間：原則1年間
- 補償の開始時期：始期日の午後4時(申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- 補償の終了時期：満期日の午後4時

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

保険料は、ご契約の保険金額等により異なります。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。
異なる契約条件(保険金額等)を選択した場合の保険料につきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

② 保険料の払込方法

主な払込方法は以下のとおりです。ご契約時に直接保険料を払い込む方法もあります。

[※]ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	月払	一時払
金融機関での口座振替、クレジットカード	○(5%割増)	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書(銀行等での振込み)	×	○

[※]口座振替やクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します(クレジットカードによる払込みの場合、取扱
いが異なる場合があります。)。このため、月払のご契約の場合、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。

[※]ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険
金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は保険証券記載の払込期日までに払込みください。初回保険料(一時払保険料を含みます。)の払込期日は原則
として以下のとおりです。払込方法により以下の払込猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがな
いときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込猶予
口座振替	始期日の属する月の翌月振替日(原則26日)	払込期日の翌々月末(ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限り。)
クレジットカード、払込取扱票、請求書	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II

契約締結時におけるご注意事項

1

告知義務



申込書等に★のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。トータルアシストからだの保険(傷害定額)では、「他の保険契約等」*1を締結されている場合はその内容(同時に申し込む契約を含みます。)が告知事項(★)となります。

*1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2

クーリングオフ(クーリングオフ説明書)



トータルアシストからだの保険(傷害定額)はクーリングオフの対象外です。

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約*1ができる制度のことをいいます。ただし、クーリングオフができる場合には、保険期間が1年を超えるご契約であること等の一定の条件があります。トータルアシストからだの保険(傷害定額)は保険期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。ご注意ください。

*1 ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

3

死亡保険金受取人



死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご契約をされた場合、ご契約は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険の契約についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

*1 家族型契約(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

III

契約締結後におけるご注意事項

1

ご連絡いただきたい事項

ご契約者の住所・メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

2

解約される時



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日まで、既に経過した期間をいいます。

3

保険の対象となる方からのお申出による解約



保険の対象となる方がご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、保険の対象となる方はご契約者に補償の解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

ご契約には「保険契約の更新に関する特約」が原則自動セットされ、満期日までに、ご契約者からのその契約を更新しない旨のお申出^{*1}または弊社からご契約者へのその契約を更新しない旨の通知がない限り、所定の制度に基づき満期日に自動更新されます^{*2}。

^{*1} ご契約を更新しない場合、満期日までにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

^{*2} 保険期間が1年未満の短期契約等には「保険契約の更新に関する特約」はセットされず、自動更新されません。

※保険契約の更新に関する特約を適用してご契約を更新いただいた場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します（更新後のご契約の内容によっては、保険契約継続証に代えて、保険証券を発行することがあります。）。

【保険期間終了後、契約の更新を制限させていただく場合】

更新後の内容は更新前と原則として同じですが、以下のとおり、契約の更新を制限させていただく場合があります。

- 保険金請求状況によっては、次回以降の契約の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 満期日における保険の対象となる方ご本人の年齢が70歳を超える場合は、更新後の内容は以下のとおりとなります。
 - 後遺障害保険金については、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。
 - 入院保険金については、入院保険金支払限度日数が30日、入院・手術保険金対象日数が180日となります。
- 満期日における保険の対象となる方ご本人の年齢が90歳以上となる場合は、ご契約は更新停止となり、自動更新されません。また、90歳以上とならない場合であっても、年齢等により契約の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構等と共同して利用すること
- ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ

(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約にお

ける事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とすることについて死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご契約は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*1}まで補償されます。

^{*1} 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

4 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

5 事故が起こったとき

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。なお、弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本

等の提出を求めることがあります。

- 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- 弊社の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいなかった場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

*1 法律上の配偶者に限ります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。



0120-071-281

受付時間: 平日 午前9時～午後8時
土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

「ご契約のしおり(約款)」の提供方法について、「Web約款(弊社ホームページで閲覧いただく方法)」または「冊子での送付」をご選択ください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。
※個人のお客様に限りです。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

※「トータルアシストからだの保険(傷害定額)」は、傷害総合保険(傷害定額条項)のペットネームです。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-119-110

事故は119番・110番

受付時間: 24時間365日

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-868-100

受付時間: 平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時
(年末・年始は休業させていただきます)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
www.tokiomarine-nichido.co.jp



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。